

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2021年7月1日現在

～2021年6月30日	2021年7月1日～
<p>目次</p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p>別記</p> <p>1 電話番号の普通案内及び重複案内</p> <p>2～7（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則、第1表～第2表（略）</p> <p>第3表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金</p> <p>第2 電話番号案内利用に関する料金</p> <p>（略）</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 雑則</p> <p>（他の電気通信事業者との利用契約の締結）</p> <p>第84条（略）</p> <p>（電話番号案内）</p> <p>第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、別記1に定めるところにより IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。</p> <p>（注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p>別記</p> <p>1 削除</p> <p>2～7（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則、第1表～第2表（略）</p> <p>第3表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金</p> <p>第2 削除</p> <p>（略）</p> <p>第1章～第8章（略）</p> <p>第9章 雑則</p> <p>（他の電気通信事業者との利用契約の締結）</p> <p>第84条（略）</p> <p>（電話番号案内）</p> <p>第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者 （第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4又はカテゴリー7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。） から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。</p> <p>（注）本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします</p>

第86条～第87条の2（略）

第10章 附帯サービス

（附帯サービス）

第88条 第6種シェアードIP-PBXサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5、6及び7に定めるところによります。

別記

1 電話番号の普通案内及び重複案内

(1) シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4又はカテゴリー7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）は、IPセントレックス番号の普通案内（1の氏名、名称又は称号につき1のIPセントレックス番号を案内することをいいます。以下同じとします。）に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（電話番号案内料）に規定する普通案内料の支払いを要します。

(2) (1)に規定するほか、シェアードIP-PBX契約者がIPセントレックス番号の重複案内（氏名、名称、称号（普通案内として案内したものを除きます。）又は商品名につき、1のIPセントレックス番号（普通案内に係るものと同一番号とします。）を案内することをいいます。以下同じとします。）に係る請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（電話番号案内料）に規定する重複案内料の支払いを要します。

2～7（略）

料金表

通則（略）

第1表～第2表（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金（略）

第2 電話番号案内利用に関する料金

ア 削除

第86条～第87条の2（略）

第10章 附帯サービス

（附帯サービス）

第88条 第6種シェアードIP-PBXサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5、6及び7に定めるところによります。

別記

1 削除

2～7（略）

料金表

通則（略）

第1表～第2表（略）

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金（略）

第2 削除

イ 第6種シェアードIP-PBX契約者に係るもの

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>普通案内料</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
<u>重複案内料</u>	<u>1の重複案内ごとに月額</u>	<u>40円 (44円)</u>

第3～第8 (略)

料金表別表1～料金表別表2 (略)

第3～第8 (略)

料金表別表1～料金表別表2 (略)

▲ IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和3年6月16日 A P S 1 第00795712号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。